

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年5月25日（平成30年（独情）諮問第27号）

答申日：平成30年9月26日（平成30年度（独情）答申第31号）

事件名：特定年度に特定学部長が行った副学部長選出に当たってのアンケート集計結果通知メールの一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2017年度，特定学部において，学部長，副学部長その他学部において役職に就く者を選出し若しくはその候補者を決定し，又はその者の選出若しくは候補者の決定の参考若しくは補助として用いるために，行われた選挙，意向調査又はアンケート等の投票用紙，調査用紙又はアンケート用紙及びそれらの集計結果が記載された文書等」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し，「2017年度，特定学部長が行った副学部長選出にあたってのアンケート集計結果の通知メール文書」（以下「本件対象文書」という。）を特定し，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年1月9日付け29新大総第65号により，国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その決定を取り消し，全部を公開決定することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）法5条3号該当性について

仮に，当該部分が公開されたとしても，仮に既に方針が決定しているとするならば，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえず，非公開決定は違法である。

以上の理由から，法5条3号には該当しない。

（2）法5条4号該当性について

本決定においては，メールアドレス等が法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら，これら情報が開示されたとし

ても、それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとはいえない。

既に、新潟大学は研究者要覧等で、教員のメールアドレスは公開しており、仮に、情報公開請求に対しては、それを公開しないとすれば、論理が一貫しない。

したがって、法5条4号には、該当しない。

(3) アンケート用紙及びその他の集計結果の不存在について

アンケート結果をメールで通知したものが法人文書であるとしながら、アンケート用紙は執務の参考であり法人文書に該当しないというのは、全くもって、論旨が一貫していない。

副学部長候補者の選出は、学部長の職務の一環であり、そのためにアンケートを行ったのであり、また、このアンケートは、教授会という公の場で告知されていること（別件の文書開示請求で明らかとなっている。）からしても、これが単なる個人的なものではなく、学部長としての職務の遂行のために、行ったことは明らかである。仮に、個人的なものであるとするなら、その個人的なものを、教授会という執務時間中に告知すること自体が職務と関係のない告知であり問題があり、またその結果を、新潟大学のメールシステムを用いて告知することも、執務とは関係の無いメールを発したということになり、問題である。学部長は、個人的な用件のために、不当に、本人及び他の教職員の勤務時間を無駄に使い、またメールシステムの利用という便益を得たことになる。特定学部長が、そうした、個人的な用件のために、そうしたことをするということは、常識的に考えてありえず、アンケートは、職務の一環として行われたと解するのが相当である。

また、そのアンケート用紙について、破棄したとあるが、仮に、当開示請求があることを分かったうえで、特定学部長が、そのアンケート用紙を破棄したのであれば、文書開示、情報公開制度に対する冒涇、挑戦であり、そのような暴挙を行うということにはありえないことである。

また、集計結果について、メールに直接記入するということは、通常人の行動からしてありえず、一旦集計したものを、メールに転記したと解するのが相当である。

とすれば、アンケート用紙もその集計結果も、必ずや存在していると考えるのが合理的であり、その探索を怠ったという点において、本決定には違法がある。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求に係る開示決定等

開示請求のあった、2017年度に特定学部において行われた選挙、意向調査は、特定学部長が行った副学部長選出にあたってのアンケートであ

った。当該アンケートに係る対象文書として、アンケート集計結果の通知メール文書を特定し、次の部分については、不開示とした上で、審査請求人に対し部分開示した。

なお、アンケート用紙は、特定学部長の執務の参考として個人的に用いたものであり、法人文書には該当しないため集計後に破棄した。

(1) メールアドレス等

事業及び事務の性質上当該事務及び事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(2) 集計結果

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

2 審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

不開示決定を取り消し、全部を公開決定すること。

(2) 審査請求の理由

ア 法5条3号該当性について

不開示としているアンケート集計結果は、仮に既に方針が決定しているとすれば、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとはいえないため、非公開決定は違法である。

イ 法5条4号該当性について

メールアドレス等が非公開となっているが、新潟大学の研究者総覧等で、教員のメールアドレスは公開されているため、当該部分を公開することで、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえない。

ウ アンケート用紙及びその他の集計結果の不存在について

アンケート用紙は法人文書に該当しないとして、既に破棄していること及びメールに記入する前に、アンケート用紙から一旦集計した集計結果の探索を怠ったことは違法である。

3 審査請求の理由に対する諮問庁の意見

(1) 法5条3号該当性について

本件にかかる部分開示決定を行った平成30年1月9日現在、特定学部長が副学部長を選出するにあたっての方針は決定していなかったため、アンケート集計結果は不開示とした。

なお、アンケート集計結果を開示することは、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法5条

4号へにも該当することからも、不開示とした。

(2) 法5条4号該当性について

不開示としたメールアドレスは、特定学部長、特定学部全教員メールアドレス及び特定学部学務係のものであり、新潟大学の研究者総覧等で広く一般に公開しているものではないため、不開示とした。

(3) アンケート用紙及びその他の集計結果の不存在について

アンケート用紙は、特定学部長が執務の参考として、個人的な資料として取得したもので、組織的に用いたとはいえないため、法人文書には該当しないと判断する。個人的な資料としているものを自らの判断で破棄することは違法とはいえない。

また、対象文書を特定する際、真摯に探索したが、メールに記入する前に、アンケート用紙から一旦集計した用紙等は存在しなかった。

以上のことから、原処分の法人文書部分開示決定通知書で不開示とした決定は、全て維持すべきであると判断した。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年5月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月11日 | 審議 |
| ④ | 同年9月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象文書の外に開示請求に該当する文書が存在している旨主張するとともに、本件対象文書の不開示部分は同条3号及び4号柱書きに該当しないとして、不開示部分の開示を求めている。

これに対し諮問庁は、理由説明書において法5条4号への不開示理由を追加した上で、原処分を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件対象文書の特定について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、平成29年度に特定学部において行われた学部長、副学部長及びその他の役職者の選出又は候補者の決定等に係るアンケ

ート等に関する文書の開示を求めるものであるところ、当該年度に当該学部において行われた役職者の選出等は、特定学部長が行った副学部長に関するもの以外は行われていない。なお、原処分時点で、副学部長の選出は行われていなかったが、特定学部長が副学部長候補者の選出の参考とするため、特段の規定等はないものの、独自の判断でアンケート（以下「本件アンケート」という。）を実施し、当該アンケートの回答者にその集計結果をメールで伝達していたことから、当該メールが本件開示請求の対象文書に該当するため、本件対象文書として特定した。

イ 新潟大学では、国立大学法人新潟大学法人文書管理規則、同文書処理細則及び文書管理者が定める標準文書保存期間基準（以下、併せて「文書管理規則等」という。）に基づき法人文書の管理を行っているが、文書管理規則等に直接の定めがない法人文書の場合は、文書管理者において個別にその管理を判断することとされている。審査請求人が存在すると主張するアンケート用紙及びその他の集計結果（以下「アンケート用紙等」という。）を記載した文書は、仮に法人文書に該当するとしても、上記の文書管理規則等に直接の定めがないことから、その管理については、文書管理者である特定学部長が個別に判断することとなるが、いずれにしても、当該文書は既に目的を達成していることから、本件開示請求時点では破棄されていたものである。

ウ なお、諮問に当たり、改めて新潟大学の担当課の執務室及び書庫等を探索したが、アンケート用紙等の文書は存在せず、本件対象文書の外に、本件開示請求の対象文書として特定すべき文書も確認できなかった。

(2) 本件アンケートに係るアンケート用紙等は、特定学部長が副学部長を選出するという、当該学部長の職務に関し、その参考とするために作成し、組織的に用いたことは明らかであり、これを法人文書には該当しないとする諮問庁の説明は、法の適用を誤ったものといわざるを得ないが、本件アンケートが規定等によらず、あくまでも参考として、当該学部長の独自の判断で行われたこと等を踏まえると、アンケート用紙等について、既に目的を達成したとして廃棄し、また、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする上記説明を不自然・不合理とまでいうことはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、新潟大学において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会において、本件対象文書を見分したところ、平成29年12月15日に特定学部長より送付された本件アンケートの結果に関するメ

ールと認められる。また、当該メールのうち、特定学部長のメールアドレス、特定学部全教員メーリングリスト、特定学部学務系の職員のメールアドレス及び特定学部長の内線番号（以下、併せて「不開示部分1」という。）並びにアンケート集計結果（以下「不開示部分2」という。）が不開示とされている。

（2）不開示部分1について

ア 当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、当該各メールアドレス及び内線番号は、公にされていない情報であり、公にすると、いたずらや偽計等に利用され、特定学部の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明しており、これは否定し難い。

したがって、不開示部分1は、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ なお、審査請求人は、教員のメールアドレスは研究者要覧等で既に公開されている旨主張するので、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、研究者総覧において教員個人のメールアドレスは公開している場合があるが、不開示とした各メールアドレスは、特定学部長としての職務を行う場合のメールアドレス、特定学部全教員メーリングリスト及び特定学部学務系の職員個人のメールアドレスであり、当該各メールアドレスは研究者総覧等で広く一般に公開しているものではない旨説明しており、新潟大学研究者総覧を確認したところ、当該各メールアドレスの掲載は確認されず、その外、上記諮問庁の説明を覆すに足る事情も認められないことから、審査請求人の主張は採用できない。

（3）不開示部分2について

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件アンケートについて、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

（ア）本件アンケートは、平成29年11月14日開催の教授会において特定学部長から告知され、教授会構成員を対象として、次期副学部長として適任と思われる教授2名を選出させるアンケートであり、本件アンケートを集計した結果、選出された上位3名について、同年12月15日にアンケート回答者に対し、メール（本件対象文書）により伝達している。

（イ）上記（ア）で選出された3名は、あくまで特定学部長が副学部長候補者を選出するための参考として行ったアンケートによって選出されたにすぎず、原処分を行った平成30年1月9日時点で、副学部長候補者は選出されていなかった。

なお、当該副学部長は、平成30年1月23日開催の教授会にお

いて決定されている。

(ウ)したがって、当該情報は、人事管理に関する情報であり、公にすることにより、選出された3名や関係者に不要な誤解を生じさせ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため法5条4号へに該当する。

イ 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

(ア)不開示部分2には、アンケート調査により選出された3名の氏名及び得票数が記載されていることが認められる。

(イ)そうすると、これを公にした場合、選出された3名や関係者に不要な誤解を生じさせ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の上記説明は否定し難い。

(ウ)したがって、不開示部分2は、法5条4号へに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び4号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同条3号並びに4号柱書き及びへに該当することから不開示とすべきとしていることについては、新潟大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号柱書き及びへに該当すると認められるので、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司